

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)12月19日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】共同保証人の1人であり、主たる債務者の借入金債務を代位弁済したXが他の共同保証人であるYに対し求償金残元金と遅延損害金の支払を求めた事案。共同保証人間の求償権について、主債務者に対する消滅時効の中断の効力は及ばないとしてXの請求を棄却(平成27年11月19日最高裁平成25年(受)第2001号)

【2】遺言者が自筆証書である遺言書の文面全体に故意に赤色のボールペンで一本の斜線を引く行為が民法1024条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされた事例(平成27年11月20日最高裁平成26年(受)第1458号)

【3】特例財団法人は、所定の手続を経てその同一性を失わせるような根本的事項の変更に当たるか否かにかかわらず、その定款の定めを変更することができることと判示(平成27年12月8日最高裁平成25年(受)第2307号)

【4】夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定は、憲法13条、14条1項、24条に違反しないと判示(平成27年12月16日最高裁平成26年(オ)第1023号)

【5】民法733条1項の規定のうち100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は平成20年当時において憲法14条1項、24条2項に違反するに至っていた等と判示(平成27年12月16日最高裁平成26年(オ)第1079号)

【6】抗告人が被相続人と内縁の夫婦だったとして相続財産の分与を求めたところ、原審は抗告人が遺言書を偽造して相続財産を不法に奪取しようとしたとして申立を却下したので抗告人が抗告申立をした事案。遺言書偽造、相続財産不法奪取の意図を認め抗告を棄却(平成25年4月8日東京高裁平成25年(ラ)第380号)

【7】抗告人(母)が被抗告人(子)に扶養料支払を求める審判を申立てた事案。扶養料の額は抗告人の最低生活費から抗告人の収入を差引いた額を超えず、かつ被抗告人の扶養余力の範囲内の金額とするのが相当として、被抗告人に月額11万円の支払を命じた事例(平成26年7月2日札幌高裁平成26年(ラ)第90号)

【8】抗告人(妻)と相手方(夫)は別居後夫が妻に婚姻費用を毎月10万円を支払うとの審判が確定。その後夫側が収入減少を理由に減額の調停を申立て月額7万円の審判がなされたため妻が抗告。減額するに十分な審理が尽くされてないとして原審判を取消し原審に差戻した(平成26年11月26日東京高裁平成26年(ラ)第1512号)

【9】Y1(同窓会・権利能力なき社団)の理事Xらは、Y1及び会長Y2を被告としてY2の会長選任決議は会則に反し無効であるとして会長選任決議無効確認及びY2が会長の地位にないことの確認等を求めたところ選任決議は無効とは言えないとされた事例(平成25年6月19日東京地裁平成24年(ワ)第21796号)

【10】無人駐車場経営会社XはYに対し駐車料金を支払わず車両を出庫させたとして駐車場利用契約上の違約金の定めに基づき損害賠償5万円及び不法行為に基づき弁護士費用相当額の損害賠償等を求めた事案。違約金支払は認められたが弁護士費用相当額の損害は認めなかった(平成25年8月27日岡山地裁平成24年(レ)第221号)

【11】Xの母が介護付有料老人ホームYに入居しその後死亡。XはYに返還された入居金残金等の顛末報告を請求したがYが応じなかったため、同報告書提出と慰謝料を請求した事案。顛末報告提出義務を認められたが、報告に応じなかったことは不法行為とはいえないとした(平成26年12月25日横浜地裁平成25年(ワ)第1700号)

【12】Xは採石権登記がされていないA所有の本件土地で採石業を営んでいたが、Aが破産。Y1は破産管財人から本件土地を購入しXに採石禁止を申入れ、Y2に転売。XはYらを背信的悪意者として採石工事中止による損害賠償を求めたが、棄却された。(平成27年1月15日京都地裁平成24年(ワ)第1864号・第2319号)

【13】別居中の夫婦間において子を交互に監護する旨の合意に妻が違反し精神的損害を被ったとして夫が損害賠償請求をした事案。交互監護に関する本件合意は子の福祉に反しない限りその遵守が法的に強制されるものではないとして不法行為の成立を否定し夫の請求を棄却(平成27年1月29日東京地裁平成26年(ワ)第7060号)

【14】債務超過会社の新設会社分割により債務を承継させずに会社設立したことにつき、倒産回避のやむなき実施として法人格否認法理の適用を否定し、詐害行為取消権については、破産管財人の否認権の行使による責任財産の回復を認め、その必要性を認めなかった事例(平成27年3月26日京都地裁平成22年(ワ)第1252号)

【15】SNS運営事務局Yは、チケット譲渡のために面識のない男性と会う約束をした女性Xに対しSNS利用規約に違反するとしてXのアカウントの利用を停止したため、Xがサービス利用契約上の地位の確認、慰謝料等を請求した事案。いずれの請求も棄却された(平成27年4月8日東京地裁平成25年(ワ)第20712号)

【16】Y銀行は、捜査機関からの依頼で犯罪利用預金口座等に当たる疑いのあるXの口座を凍結、これに対しXが預金の払戻しを請求した事案。口座凍結は捜査が継続中との事実関係の下においては普通預金規定に基づく相当な行為であるとしてXの請求を棄却(平成27年6月23日東京地裁平成26年(ワ)第6187号)

【17】Xは、本件原発を運営していたY株式会社から652万1421円の支払を受けたが、精神的損害として1076万円等の請求等を行ったところ、Xに認められるべき慰謝料額は既払金を超えないとしてXの請求は棄却された(平成27年6月29日東京地裁平成26年(ワ)第1448号)

(商事法)

【18】X銀行はA社、B社に融資、Y信用保証協会は債務を信用保証した。その後A社B社が反社会的勢力関連企業であることを知ったXはYに保証の履行を求めたが、Yは錯誤無効を主張してXの請求を拒絶。原判決はXの請求を棄却しXが控訴したが同請求は棄却された(平成27年6月3日東京高裁平成27年(ネ)第594号)

【19】X(フランチャイジー)はY(フランチャイザー)が仕入先から受領した仕入割戻金等はXに分配する義務があるとして損害賠償等を求めた。フランチャイズシステムにおいて発生する利益や経費についてYはXに開示すべき義務はなくXの承諾も必要ないとして請求を棄却(平成25年11月12日東京地裁平成22年(ワ)第39560号)

【20】Y社は虚偽記載のある四半期報告書を公表、XはYが損失計上先送り公表の前に約1億5000万円でY社株を購入し、公表後に約5000万円で売却。Xはその差額を損害賠償金として請求した。推定損害額のうち賠償の責めに任じない額として2割を減額しXの請求を認容(平成27年3月19日東京地裁平成25年(ワ)第17794号)

(知的財産)

【21】兄が代表取締役、弟が取締役のソフトウェア開発会社である控訴人が、当該弟が代表取締役に就いているソフトウェア設計会社である被控訴人に対し、控訴人の著作権を侵害したと主張し、差止請求及び損害賠償請求した事案。控訴人の請求はいずれも棄却された(平成27年11月26日知財高裁平成27年(ネ)第10094号)

【22】特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案。引用例の記載からカルシウム化合物粒子の露出程度が大きい方が好ましいことは明らかとした審決に、引用例には大きい方が好ましいことが示されているといえないとして審決を取消した(平成27年12月10日知財高裁平成27年(行ケ)第10042号)

【23】本件写真の著作権を主張する原告が、投稿サイトに掲載された掲載写真は本件写真の複製又は翻案で、著作権が侵害されているとしてサイト運営者に本件発信者情報の開示を求めた事案。著作権侵害は明らかで、損害賠償請求のためには開示が必要と認められた(平成27年11月30日東京地裁平成27年(ワ)第18859号)

(民事手続)

【24】和解成立で訴訟が終了した第1審判決に被告Yのみが控訴した場合、控訴審が第1審判決を取消して第1審原告Xの請求の一部を認容することは不利益変更禁止の原則に違反し許されず、控訴審が第1審に差戻さず自判する限りYの控訴全部を棄却するほかないと判示(平成27年11月30日最高裁平成26年(受)第2146号)

【25】本訴請求債権が時効消滅したとされることを条件として、反訴において当該債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法142条の趣旨に反するものとはいえないと判示(平成27年12月14日最高裁平成25年(オ)第918号)

【26】抗告提起の手数料納付を命ずる裁判長の補正命令を受けた者が定められた期間内にこれを納付しなかった場合、それを理由とする抗告状却下命令の確定前にこれを納付すれば不納付の瑕疵は補正され抗告状は当初に遡り有効となるとし抗告を却下した原命令を取消した(平成27年12月17日最高裁平成27年(行フ)第1号)

【27】Yらに対する請求について、Aの債権者として債権者代位権を行使するXは、Aが有する権利以上の権利行使はできず、AとYらとの間で既判力が生じた前件控訴審の判断と抵触する主張をすることはできないとされた事例(平成27年3月3日東京地裁平成25年(ワ)第28915号)

(刑事法)

【28】刑訴法461条以下の略式手続の規定違憲の主張が原判決の結論に影響のない事項に関するものであるとして不適法とされた事例(平成27年10月16日最高裁平成27年(あ)第1105号)

【29】弁護士である弁護人が被告人の委託を受けて保管中の犯行状況とされるものを撮影録画したデジタルビデオカセットについて、刑訴法105条の「他人の秘密に関するもの」に当たらないとされた事例(平成27年11月19日最高裁平成27年(し)第556号)

【30】公訴時効を廃止するなどした平成22年法律第26号の経過措置を定めた同法附則3条2項は憲法39条31条に違反しないとされた事例(平成27年12月3日最高裁平成26年(あ)第749号)

【31】死刑執行を巡り、絞首刑は残虐な刑罰に当たらず憲法36条に違反しない、立法府が明治6年太政官布告第65条の制定後に死刑の執行方法に関する法律を制定していないという立法不作為については憲法上の要請に反しているとまでは言えないとして違憲ではないと判示(平成25年7月31日大阪高裁平成23年(う)第1649号)

(公法)

【32】平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙当時の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りには憲法の投票価値の平等要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったとはいえ、上記規定は憲法14条1項等に違反しないと判示(平成27年11月25日最高裁平成27年(行ツ)第253号)

【33】平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙当時の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りには憲法の投票価値の平等要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったとはいえ、上記規定は憲法14条1項等に違反しないと判示(平成27年11月25日最高裁平成27年(行ツ)第267号)

【34】公職選挙法243条1項3号平成27年法律第60号による改正前の公職選挙法142条1項が憲法21条に違反しないことは当裁判所の判例(最高裁昭和43年(あ)第2265号同44年4月23日大法廷判決・刑集23巻4号235頁)の趣旨に徴して明らかであるとして上告を棄却(平成27年12月1日最高裁平成26年(あ)第1731号)

【35】開発地域における予定建築物等の用途を専用住宅とする都市計画法29条1項に基づく開発行為の許可申請に対する許可につき、同工事が完了し検査済証の交付後における開発許可取消を求める訴えの利益が争われた事案において、訴えの利益は失われないとされた事例(平成27年12月14日最高裁平成27年(行ヒ)第301号)

(社会法)

【36】退職一時金に付加し返還すべき利子の利率の定めを政令に委任する国家公務員共済組合法附則12条12第4項及び同条の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則30条1項の規定の白紙委任としての有効性が争われた事案。白紙委任ではないとされ原判決を取消した(平成27年12月14日最高裁平成26年(オ)第77号)

# 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民法】

### (1) 最一判平成27年11月19日 最高裁HP

平成25年(受)第2001号 求償金等請求事件(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/486/085486\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/486/085486_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

共同保証人の1人であり、主たる債務者の借入金債務を代位弁済したXが、他の共同保証人であるYに対し、民法465条1項、442条に基づき、求償金残元金と遅延損害金の支払を求める事案において、保証人の主たる債務者に対する求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないとして、Xの請求を棄却した事例。

(理由)

民法465条に規定する共同保証人間の求償権は、主たる債務者の資力が不十分な場合に、弁済をした保証人のみが損失を負担しなければならないとすると共同保証人間の公平に反することから、共同保証人間の負担を最終的に調整するためのものであり、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権を担保するためのものではないと解される。

### (2) 最二判平成27年11月20日 最高裁HP

平成26年(受)第1458号 遺言無効確認請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/488/085488\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/488/085488_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

遺言者が自筆証書である遺言書の文面全体に故意に赤色のボールペンで一本の斜線を引く行為が民法1024条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされた事例

(理由)

民法は、自筆証書である遺言書に改変等を加える行為について、それが遺言書中の加除その他の変更にあたる場合には、968条2項所定の厳格な方式を遵守したときに限って変更としての効力を認める一方で、それが遺言書の破棄にあたる場合には、遺言者がそれを故意に行ったときにその破棄した部分について遺言を撤回したものとみなすこととしている(1024条前段)。そして、前者は、遺言の効力を維持することを前提に遺言書の一部を変更する場合を想定した規定であるから、遺言書の一部を抹消した後にもなお元の文字が判読できる状態であれば、民法968条2項所定の方式を具備していない限り、抹消としての効力を否定するという判断もあり得よう。ところが、本件のように赤色のボールペンで遺言書の文面全体に斜線を引く行為は、その行為の有する一般的な意味に照らして、その遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であるから、その行為の効力について、一部の抹消の場合と同様に判断することはできない。

### (3) 最三判平成27年12月8日 最高裁HP

平成25年(受)第2307号 寄附行為変更無効確認等請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/529/085529\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/529/085529_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

宗教法人であるXが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)による改正前の民法(以下「旧民法」という。)の規定に基づく財団法人として設立され、平成20年に整備法40条1項により一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)の規定による一般財団法人(特例財団法人)として存続することとなり、平成23年に整備法45条の認可を受けて通常の一般財団法人に移行したYに対し、Yの寄附行為に加えられた各変更について、設立者の意思に反し、根本的事項を変更するものであるから無効であるなどと主張して、本件各変更の無効確認等を求める事案において、特例財団法人は、所定の手続を経て、その同一性を失わせるような根本的事項の変更にあたるか否かにかかわらず、その定款の定めを変更することができるとの判断を示した事例。

(理由)

旧民法の規定に基づく財団法人の寄附行為の記載事項と公益財団法人又は通常の一般財団法人の定款の記載事項とは異なる部分があるから、特例財団法人が公益財団法人又は通常の一般財団法人へ移行する場合には、定款の変更が不可欠である。

また、整備法では、特例財団法人が通常の一般財団法人に移行するためには、解散するものとした場合における残余財産の額に相当する金額を公益の目的のために支出するための計画を作成して実施しなければならないとされる

が、このような計画を作成するために特例財団法人の目的に係る定款の定めを変更しなければならない場合も少なからずあり得る。

そして、整備法が定める、特例財団法人の定款の変更に関する経過措置等によれば、評議員を置く特例財団法人(以下「評議員設置特例財団法人」という。)は、目的並びに評議員の選任及び解任の方法に係る定款の定めについても、裁判所の許可を要することなく、評議員会の決議によって、これを変更することができる旨を定款で定めることで変更することができることとされている。また、評議員設置特例財団法人を除く特例財団法人は、その定款に定款の変更に関する定めがある場合には、当該定めに従い定款の変更をすることができ、上記定めがない場合には、定款の変更に関する定めを設ける定款の変更をした上で、当該定めに従い定款の変更をすることができることとされている。

他方、整備法には、特例財団法人の同一性を失わせるような根本的事項に関する定款の変更が許されない旨を定めた規定は存在しない。

#### (4)最大判平成27年12月16日 最高裁HP

平成26年(オ)第1023号 損害賠償請求事件(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/546/085546\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定は、憲法13条、14条1項、24条に違反しない

(理由)

(憲法13条について)夫婦同氏制は、自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない。氏に、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されているといえる。

(憲法14条について)本件規定は、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない。

(憲法24条について)氏は、家族の呼称としての意義があるところ、現行の民法の下においても、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる。そして、夫婦が同一の氏を称することは、上記の家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している。加えて、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく、夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による自由な選択に委ねられている。夫婦同氏制の下で、婚姻によって氏を改める者の不利益は、氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。

#### (5)最大判平成27年12月16日 最高裁HP

平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/547/085547\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/547/085547_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

1 民法733条1項の規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項、24条2項に違反しない

(理由)

嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨に鑑みれば、父性の推定の重複を避けるため上記の100日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有する。

2 民法733条1項の規定のうち100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成20年当時において、憲法14条1項、24条2項に違反するに至っていた

(理由)

昭和22年民法改正以降、我が国においては、社会状況及び経済状況の変化に伴い婚姻及び家族の実態が変化し、特に平成期に入った後においては、晩婚化が進む一方で、離婚件数及び再婚件数が増加するなど、再婚をすることについての制約をできる限り少なくするという要請が高まっていること、かつては再婚禁止期間を定めていたドイツが1998年(平成10年)に、フランスが2005年(平成17年)にいずれも再婚禁止期間の制度を廃止するに至っていること、婚姻をすることについての自由が憲法24条1項の規定の趣旨に照らし十分尊重されるべきものであることや妻が婚姻前か

ら懐胎していた子を産むことは再婚の場合に限られないこと、今日では医療や科学技術が発達していることも考慮すれば、厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止する期間を設けることを正当化することは困難である。

3 平成20年当時において国会が民法733条1項の規定を改廃する立法措置をとらなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないとされた事例

(理由)

平成7年判決(当裁判所第三小法廷が、再婚禁止期間を廃止し又は短縮しない国会の立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるかが争われた事案において、国会が民法733条を改廃しなかったことにつき直ちにその立法不作為が違法となる例外的な場合に当たると解する余地のないことは明らかであるとの判断を示した)後も、本件規定のうち100日超過部分については違憲の問題が生ずるとの司法判断がされてこなかった状況の下において、我が国における医療や科学技術の発達及び社会状況の変化等に伴い、平成20年当時において、本件規定のうち100日超過部分が憲法14条1項及び24条2項に違反するものとなっていたことが、国会にとって明白であったということとは困難である。

#### (6)東京高決平成25年4月8日 判例時報2270号36頁

平成25年(ラ)第380号 特別縁故者に対する相続財産分与申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却(確定))

抗告人が、被相続人と特別の縁故関係(内縁の夫婦)にあったとして相続財産の分与を求めたところ、原審が、抗告人は被相続人名義の遺言書(被相続人の全財産を抗告人に遺贈する趣旨のもの)を偽造して被相続人の相続財産を不法に奪取しようとした者であり、抗告人を民法958条の3所定の特別縁故者として相続財産を分与することは相当でないとして申立を却下する審判をしたので、抗告人が抗告申立をした事案。抗告審は、遺言書は抗告人が偽造したものというべきであり、抗告人があえてこれを偽造したという事実は被相続人には抗告人に財産を遺贈する意思がなかったことを推認させるものであり、それにもかかわらず、遺言書を偽造して相続財産を不法に奪取しようとした抗告人に相続財産を分与することは相当ではないとして、抗告を棄却した。

#### (7)札幌高決平成26年7月2日 判例タイムズ1417号127頁

平成26年(ラ)第90号 扶養料審判に対する抗告事件(変更,確定)

抗告人(母)は被被告人(子)に対し、扶養料の支払を求める審判を申し立てた。本決定は、被被告人は抗告人に対し扶養義務(民法877条1項)を負うが、それは生活扶助義務であるから、被被告人らの社会的地位、収入等相応の生活をした上で余力を生じた限度で分担すれば足りるものであることを考慮して、扶養料の額は、抗告人の必要とする自己の平均的生活を維持するために必要である最低生活費から抗告人の収入を差し引いた額を超えず、かつ、被被告人の扶養余力の範囲内の金額とするのが相当であるとし、具体的には、総務省統計局の家計調査報告をもとに抗告人の最低生活費を算出し、扶養料を月額11万円と定め、被被告人にその支払を命じた。

#### (8)東京高決平成26年11月26日 判例時報2269号16頁

平成26年(ラ)第1512号 婚姻費用分担(減額)審判に対する抗告事件 取消差戻(確定)

抗告人(妻)と相手方(夫)は、平成2年に婚姻し、二人の子が生まれたが、平成23年から別居し、横浜家裁川崎支部において夫が妻に婚姻費用毎月10万円を支払うとの審判がされ確定したところ、相手方が前審判後に収入が減少したとして減額の調停を申立て、審判に移行した。原審は、収入が減少し事情の変更があったものと考慮し月額7万円に減額する審判をしたため抗告人が不当であるとして抗告した。本決定は、事情の変更は「その審判が確定した当時に予測できなかった後発的な事情の発生によりその審判の内容をそのまま維持させることが一方の当事者に著しく酷であって客観的に当事者間の衡平を害する結果になると認められるような例外的な場合に限って許される」とした上で、収入の減少率は約12.5%でそれほど大幅でないこと、抗告人が手術を受け就労できず収入が減少していること、長男(22歳)、二男(19歳)に定期的な収入があるか否か及び抗告人が誰と同居しているのかが不明であること、前審判時に相手方の給与収入の減少がどの程度予測されていたのかが不明であること等から婚姻費用分担金の額を減額するに十分な審理が尽くされていないとして原審判を取消し、原審に差し戻した。

#### (9)東京地判平成25年6月19日 判例タイムズ1417号348頁

平成24年(ワ)第21796号 同窓会総会決議無効確認等請求事件(一部認容・控訴)

Y1(同窓会・権利能力なき社団)の理事Xらは、Y1及び会長Y2を被告として、Y2の会長選任決議は会則に反し無効であるとして会長選任決議無効確認及びY2が会長の地位にないことの確認等を求めた。本判決は、被告適格について、権利能力なき社団の総会決議の無効確認を求める訴えは、総会決議自体を争うものであり、かつ、同判決には対世効があるので、その性質上、当該団体(Y1)にのみ被告適格があるとし、役員地位不存在確認判決についても、対世効があり、当該役員らにも効力は及ぶものであり、同不存在確認訴訟においても被告適格を有するのはY1に限ら

れ、Y2にはないとした。また、決議の無効については、本件会則は総会の議決権者の範囲について文言上一義的に規定しておらず、Y1内部で解釈が分かれており、どちらの説に依拠するか慣行もなく、このような場合に一方の説に依拠して行なわれた会長選任決議は、同会則が任意団体の自治規則であるという性質に照らし、同会則に反しているとは言えないので、選任決議は無効とは言えないとした。

#### (10) 岡山地判平成25年8月27日 判例タイムズ1417号226頁

平成24年(レ)第221号 違約金等支払請求控訴事件(変更, 上告)

無人駐車場経営会社Xは、Yに対し、駐車料金を支払わずにフラップ板を乗り越えて車両を出庫させたとし、主位的に駐車場利用契約上の違約金の定めに基づき、予備的に不法行為に基づき、損害賠償5万円及び不法行為に基づき弁護士費用相当額の損害賠償等を求めた。本判決は、駐車場看板に利用方法と合わせて「不正利用の場合は5万円頂きます」との記載があり利用者は同記載を容易に判読できること等からすれば、Xは不特定多数の顧客に対し同記載に係る違約金の定めを含む看板に記載された内容の利用契約の申込みをし、Yはこれを承諾して同契約を締結したのであるから同違約金(損害賠償の予定)が成立しており、Yは5万円の支払義務を負うとし、また、Yの上記行為態様からすれば不法行為を構成するとしたが、弁護士費用相当損害金については、Xはそのような不正利用を予め想定して同違約金を定めており、支払わない者に対しては顧問弁護士により回収する方法を恒常的にとっていたところ本件においても同様の方法により顧問弁護士に法的手続を依頼していること等から、本件訴訟の着手金(52,500円)は不法行為と相当因果関係のある損害とは認められないとしてこれを棄却した。

#### (11) 横浜地判平成26年12月25日 判例時報2271号94頁

平成25年(ワ)第1700号 顛末報告等請求事件(一部認容, 一部棄却(確定))

Xの母Aが、Yとの間で介護付有料老人ホームに入居する入居契約(本件契約)を締結し、入居金を支払うとともに、入居金返還受取人を指定した。YはAの死亡後、入居金返還受取人に入居金を返還した。

これに対し、Xは、全財産を自身に相続させる旨のAの遺言があることを理由に、Yに対し、返還された入居金残金等について顛末報告を請求し、この報告に応じなかったYに対し、顛末報告及び不法行為に基づき144万5000円(精神的慰謝料50万円及び弁護士費用94万5000円)の請求を行った。

本判決は、本件契約は、YはAから入居金及び介護費の支払を受け、他方、AはYから施設の居室等を利用し、食事の提供、清掃、介護等の各種サービスを受取る権利を取得することを内容とするから、その法的性質は、主として賃貸借契約及び準委任契約であると解され、これらの性質を併せ持つ複合的な一個の無名契約であるとした上で、民法645条、656条に基づき顛末報告義務を負うとし、Aの遺言により、Aの権利の遺贈を受けたXは顛末報告を求める権利を単独で承継し、行使することができるとして顛末報告義務を認め、一方で、不法行為については、訴訟提起前に顛末報告に応じなかったことが不法行為を構成するとまでは言えないとして否定した。

#### (12) 京都地判平成27年1月15日 判例時報2269号64頁

平成24年(ワ)1864号・同2319号 採石権確認等請求, 損害賠償等反訴請求事件(本訴棄却, 反訴一部認容・一部棄却(控訴))

本件土地所有者Aは、平成20年にXに対し本件土地の採石権を設定したが採石権の登記はしなかった。Xは知事の許可を受け本件土地で採石業を開始し、地元住民や業者はXの採石事業を認識していたところ、Aが破産し、破産管財人に就任したBは、平成22年、本件土地を含む土地等を150万円でY1会社に売却し、Y1は、Xに採石行為等の禁止を申し入れた。その後、Y1はY2に本件土地を売却するとともにXに対して有する損害賠償請求権を譲渡した。Xは、Yらがいずれも背信的悪意者であるとして採石権の確認、採石工事中止による損害1000万円の支払等を求めた。Y2はXに対し、Xによる採石事業継続により被った損害582万円余りの支払を求める反訴を提起した。

本判決は、破産管財人は破産者Aの管財行為を行うところ、Xとの関係では民法177条の第三者に含まれると解し、Y1、Y2は、その主観を問題とするまでもなく、Xの採石権の対抗を受けることのない完全な所有権を取得すると解し、その理由として、破産管財人が破産財団に所属する不動産を迅速に売却することが困難となり破産手続きの迅速性を著しく損ない、ひいては破産手続きの目的を達することができなくなるからであるとした。また、本判決は、仮に破産管財人からの譲受人について背信的悪意者に当たる場合には第三者に当たらないとの見解を採る余地があるとしても本件のYらにはXに対し高値で売りつけて法外な利益を得る等の不当な目的をもって本件土地を購入したとは認められないとして本訴請求を棄却し、反訴請求については、本件土地の所在及び現況、本件土地の価格、Y2が現在本件土地を利用していない等を考慮して1万円の損害賠償を認めるにとどめた。

### (13)東京地判平成27年1月29日 判例時報2270号62頁

平成26年(ワ)第7060号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

別居中の夫婦間において1週間交代で1歳前後の子を交互に監護する旨の合意に妻が違反し、子との交互監護が阻害され精神的損害を被ったとして損害賠償請求をした事案において(それ以前に、子の監護権者指定申立、引渡申立の各事件は却下されていた)、裁判所は、合意の存在は認めたものの、その性質は、正式に期間を定めてその間は余程のことがない限り変更が許されないものとは認めがたく、東京・新潟間の交互監護が1歳前後の子に与える影響は必ずしも良好とは言えず、妻が交互監護の合意に従わなかった事情に照らし、その判断自体不合理とまで言い難く、夫の対決姿勢を強める行動が妻の不信感を増大させた一因とも解し得るなどとして、必ずしも子の福祉に沿うとは言い切れない交互監護に関する本件合意は、子の福祉に反しない方向で柔軟に変更されうるもので、その遵守が法的に強制されるものと認められないとして、不法行為の成立を否定し、夫の請求を棄却した。

### (14)京都地判平成27年3月26日 判例時報2270号118頁

平成22年(ワ)第1252号 貸金等請求事件(棄却(確定))

債務超過会社が新設会社分割を実施し、被告会社を設立し、被告会社に原告に対する貸付金債務を承継させず、被告会社の全株式をその後訴外会社に300万円で譲渡したことにつき、原告が本件新設分割は法人格否認の法理の適用を受けるか詐害行為に当たるとして被告会社に対し貸金返還請求訴訟を提起したところ、債務超過会社は破産手続開始申立を行い、破産手続開始決定が出て、破産管財人が選任され、同破産管財人が上記株式譲渡について否認権行使し、裁判所の許可を得て2000万円で譲渡し、破産財団に組み入れた。原告も同破産手続において破産債権届出を行い、約2.45%の配当を受けた。この事案において、裁判所は、本件新設分割が債務超過会社が従業員や取引先に多大な迷惑をかけることになる倒産を回避し、事業の再生を図るためにやむなく実施されたものであり、法人格を濫用する目的までは認められないと判示して法人格否認の法理の適用を否定した。

詐害行為取消については、債務超過会社は債務超過かつ無資力であり、本件新設分割は同社の大半の資産を被告会社に移転するとともに、被告会社に承継される負債については債務超過会社が重畳的債務引受をすることを内容とするものであるから、債務超過会社の責任財産を減少させる行為として当該行為時には詐害性があったが、その後破産管財人が否認権行使などによって責任財産が回復されていること、これにより一般破産債権の配当率が約1.05%から約2.45%に上昇したことなどの事情から、原告による詐害行為取消権の行使を認める必要はないと判示した。その結果、原告の請求をいずれも棄却した。

### (15)東京地判平成27年4月8日 判例時報2271号70頁

平成25年(ワ)第20712号 損害賠償等請求事件(棄却(控訴))

ソーシャルネットワークキングシステム(以下、「SNS」という。)の運営事業者Yの損害賠償責任が否定された事案。SNS会員のX(女性)が、自身のアカウントを利用して、あるイベントについて、不要なチケットがあれば譲り受けたいとメッセージを書き込んだところ、面識のない男性からチケットがある旨のメッセージを受け取り、メッセージのやり取りをし、この男性と会う約束をした。Yの運営事務局は、その後、Yの利用規約の禁止事項「面識のない異性との出会い等を目的として利用する行為」(以下、「本件規約禁止事項」という。)に該当すると判断して、Xのアカウントの利用を停止したところ、Xは、Yに対し、本件アカウントに係るサービス利用契約上の地位があることの確認、本件利用停止につき債務不履行、不法行為に基づき100万円(精神的損害99万9410円及びSNSポイントの現金換算額590円)の損害賠償請求を行った。

本判決は、本件規約禁止事項の趣旨は、面識のない男女が出会って交際等の関係に至ることが助長されるような投稿を禁ずる点にあると解する余地があるものの、投稿自体から男女間の交際を直接の目的とすることが明らかな行為のみを禁止するのでは、実効的でなく、上記行為にとどまらず、「面識のない異性との出会い等を目的として利用する行為」を禁じているものと認められると判断し、Xの請求をいずれも棄却した。

### (16)東京地判平成27年6月23日 金法2030号91頁

平成26年(ワ)第6187号 預金払戻請求事件(請求棄却)

X社(代表取締役A)は、その内部組織であるB協会名義(「B協会 代表A」名義)で、Y銀行に普通預金口座を開設していたが、Y銀行の普通預金規定には「預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合には、Yが預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる」との定めがあった。Y銀行は、C警察署長から、上記口座について、犯罪利用貯金口座等に係る法律2条4項に規定する犯罪利用預金口座等に当たる疑いがあるとして口座凍結を依頼されたことを受けて、その取引の停止等の措置を執った。本件は、X社がY銀行に対し、上記口座が犯罪に利用された事実は全くなく、上記取引停止等の措置が上記規定の要件を満たさない旨を主張して、上記口座からの預金の払戻しを請求する事案である。

本判決は、捜査機関からの依頼に基づき、Y銀行が犯罪利用預金口座である疑いがあるとして取引停止等の措置を執

り、これを継続したことは、当該取引停止等の措置が執られた後にX社が捜査機関に対して被害届を提出している者との間で示談をしたとしても、なお捜査が継続中であるなどの本件の事実関係の下においては、普通預金規定に基づく相当な行為として適法であるとして、Xの請求を棄却した。

### (17)東京地判平成27年6月29日 判例時報2271号80頁

平成26年(ワ)第1448号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

Xは、本件原発を運営していたY株式会社から、中間指針等を踏まえた賠償として、精神的損害の賠償184万円、就労不能損害、避難帰宅・一時立入費用等468万1421円の合計652万1421円の支払を受けた。Xは、Yに対し、精神的損害として1076万円(1260万円から既払金184万円を控除した金額)及び弁護士費用の請求を行った。

本判決は、避難による精神的苦痛については、約4カ月の避難生活によって被った精神的苦痛は相当に大きかったとし、緊急時避難準備区域が解除された後は、生活態様の制限は解消され、徐々に生活の利便性も回復したから、帰宅後相当期間の経過によって精神的苦痛は慰謝料の発生を認めるべき程度に至らない水準まで緩和したとし、高い放射線量下の生活による精神的苦痛については、Xが不安を抱いているとしても、合理的なものとは言えない等として、慰謝料を認めるほどのものではないとし、放射性物質の汚染に係る生活破壊による精神的苦痛については、Xが生活圏内に毎時0.23マイクロシーベルトの放射線量が観測される地点が存在することに不安を抱いているとしても、健康被害が裏付けられるものではなく、不安は合理性を有するものとはいえず、不安定な状況の本件原発の至近距離の生活による精神的苦痛については、Xの不安は漠然としたものにとどまる等として、慰謝料を認めるほどのものではないとし、避難生活、帰宅後の相当期間の精神的苦痛の慰謝料は賠償すべきものであるが、この慰謝料額は既払金を超えるとは認められないとして、Xの請求を棄却した。

## 【商事法】

### (18)東京高判平成27年6月3日 金法2031号63頁

平成27年(ネ)第594号 保証債務履行請求控訴事件(控訴棄却)

X銀行は、平成24年9月、A社に対し2000万円を貸し付け、平成25年4月、B社に対し600万円を貸し付けたが、これら2件の貸付についてはX銀行とY信用保証協会との間で信用保証契約が締結されている。X銀行は、上記貸付に先立ち、審査を行って、A社及びB社に対する貸付を適当と認め、Y信用保証協会に対し、それらの債務を信用保証するよう依頼し、A社及びB社は、Y信用保証協会に対し、信用保証委託契約書を差し入れた。同信用保証委託契約書の裏面には、契約条項として委託者又は保証人が暴力団関連企業等でないことを表明する旨の規定が記載されていた。X銀行は、平成26年6月頃、A社及びB社が反社会的勢力関連企業であることを知り、両社に対し、約定により期限の利益を喪失させ、Y信用保証協会に対して、保証の履行を求めた。これに対し、Y信用保証協会は、A社及びB社が反社会的勢力ないしその関係者であったことを理由とする信用保証契約の錯誤無効を主張して、X銀行からの請求を拒絶した。原判決は、本件各信用保証契約の錯誤無効を認め、Xの請求を棄却したところ、これを不服とするX銀行が控訴したのが本件である。

本判決は、遅くとも金融庁が中小企業庁との連名で「信用保証協会向けの総合的な監督指針」を公表した平成20年6月以降は、X銀行としてもY信用保証協会としても、反社会的勢力関連企業に対する融資がYの信用保証の対象とならないことを前提として、主債務者が反社会的勢力である場合には新たな融資やその保証はいずれも実施されるべきではないとの認識を有していたと認められるとの認定に基づき、X銀行はその審査を経てA社及びB社に対する貸付を適当と認め、Y信用保証協会に対して信用保証を依頼したのであるから、Y信用保証協会としては、上記認識を前提に、Xの審査を経ていることをもって、A社及びB社が反社会的勢力関連企業でないものと認識し、この認識を前提として本件各信用保証をしたと認めるのが相当であり、A社及びB社が反社会的勢力関連企業でないことは本件各信用保証の要素となっていたものというべきであるとする原判決の判示を引用して維持し、本件各信用保証はY信用保証協会の錯誤により無効になるとして、Xの請求を棄却した。

### (19)東京地判平成25年11月12日 判例タイムズ1417号215頁

平成22年(ワ)第39560号 損害賠償請求事件(請求棄却・確定)

X(フランチャイジー)Y(フランチャイザー)間の契約において、XはYの推薦業者と仕入契約を締結することになっていたところ、Xは、XY間には推薦仕入先との仕入価格交渉をYが代行する事務の準委任契約が成立しており、これに基づきYが仕入先から受領した仕入割戻金等については加盟店Xに分配する義務がありこれを怠ったとして債務不履行・不法行為に基づく損害賠償等を求め、選択的に、Yは分配しない場合には信義則上Xにその旨説明し承諾を得る義務がありこれを怠ったとして同義務違反に基づく損害賠償等を求めた。本判決は、XY間の契約書にはXがYに対し仕入価格交渉代行事務を委託する旨の条項はなく、同交渉は統一的商品及びサービスの提供を可能にするフランチャイズシステム運営者Y自身の事務であるので、準委任関係は認められず、これを前提とした分配義務等の債務不履行

・不法行為の請求には理由がないとし、また、推薦仕入先から金員を受領したり収益を上げたりすることは商人であるYが自由に行うことができ、フランチャイズシステム構築にあたり発生する利益や経費はY内部の問題であってXに開示すべき信義則上の義務はなく、Xの承諾を得る信義則上の義務もないとし、請求を棄却した。

## (20)東京地判平成27年3月19日 金法2031号74頁

平成25年(ワ)第17794号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

Y社は、関東財務局長に対し、虚偽記載のある四半期報告書を提出し、同報告書は、平成23年8月11日から公衆の縦覧に供された。Xは、同年10月14日から同年10月17日までの間、取引所市場において、Y社株式の現物売買を複数回にわたって行い、合計10万株の株式を合計1億5537万0809円で取得したが、Y社が有価証券投資等に係る損失計上の先送りの事実を公表した後の同年11月11日、上記株式全てを合計4359万8800円で売却処分した。本件は、Xが、Y社に対し、金融商品取引法(平成24年法律第53号による改正前のもの(以下に同じ))21条の2に基づき、取得価額と処分価額の差額である1億1177万2009円の損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求める事案である。

本判決は、まず、虚偽記載の公表によりY社の過去の損失計上先送りが明らかになるなどしてY社株式の価額が下落を続けていた状況の中でも、Xがその後の反騰を狙ってあえてY社株式の購入を継続していたことからすると、虚偽記載がなければXがY社株式を取得しなかったということとはできないと判示した。次に、虚偽記載の公表に先立つY社代表取締役の解任以降のY社株式の価額下落分のすべてが、当該虚偽記載と相当因果関係を有する損害と見ることはできないとした上で、上記公表日以前のY社株式の価額下落のうち虚偽記載等によって生ずべき値下がり以外の事情によって生じた損害額を具体的に証明することはその性質上きわめて困難であるから、金融商品取引法21条5項を適用して、認定事実をはじめ本件に顕れた一切の事情を総合考慮し、同条2項により算出される推定損害額のうち賠償の責めに任じない額として2割を減額すると判示して4818万円とこれに対する遅延損害金の範囲でXの請求を認容した。

## 【知的財産】

### (21)知財高判平成27年11月26日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10094号 著作権侵害差止等請求控訴事件(原審・大阪地方裁判所平成25年(ワ)第10396号)(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/512/085512\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/512/085512_hanrei.pdf)

兄が代表取締役に就き、弟が取締役に就いていたコンピュータのソフトウェアの開発会社である控訴人が、当該弟が代表取締役に就いているコンピュータのソフトウェアの設計会社である被控訴人に対し、控訴人が著作権を有する業務管理の本件プログラム等につき、被控訴人が無断でインストールして使用するなどして、控訴人の著作権を侵害したと主張し、著作権法112条により、プログラム等の使用、複製、翻案、公衆送信又は送信可能化の差止め並びにプログラム等及びその複製物の廃棄を求めるとともに、著作権侵害の不法行為による損害賠償請求権(民法709条)に基づき、損害賠償の支払を求めた事案で、原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したことに対し、控訴人は、原判決が損害賠償請求を棄却した部分について控訴をした。

控訴人は、本件インストールは、抽象的に見て会社に損害が生じ得ない取引とはいえ、実質的に見て、取締役会の承認を要する利益相反取引に当たらないとする原判決の認定は誤りであると主張したが、控訴人と被控訴人との関係は、売上額は互いに約8割以上と高率を占めており、システム開発に関する発受注の連携をとる便益が相互に存したものと見える上、本件インストールに必要なハードウェア、リモートコントロールソフトなどについては、控訴人が被控訴人に対し、約87万円で売り渡しており、被控訴人はこの点において支払を余儀なくされていたことに照らすと、被控訴人を不当に利するものとはいえず、むしろ、控訴人の被控訴人への管理負担が減少するという面も否定できないものである、として、本件控訴は棄却された。

### (22)知財高判 平成27年12月10日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10042号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/531/085531\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/531/085531_hanrei.pdf)

特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって、引用例の記載からカルシウム化合物粒子の露出の程度が大きい方が好ましいことは明らかであると判断した審決に対して、引用例には露出の程度につき大きい方が好ましいことが示されているということとはできないとして、審決を取消した事案。

本願発明と引用発明との間の相違点は、本願発明における「個々のカルシウム化合物の顆粒」及び引用発明における「個々のリン酸カルシウム系化合物からなる粒子」、すなわち、個々のカルシウム系化合物粒子が基材シートから露出する程度の相違であり、本願発明は、引用発明よりも、露出の程度が大きいものと解される。

引用発明における粒子の露出について、引用例には、粒子の露出の程度について触れた記載は見当たらない。この点に関し、本件審決は、引用例の段落[0005]、[0030]、[0067]及び[0086]の記載から、骨形成を促進する目的のためには、カルシウム化合物粒子の露出の程度が大きい方が好ましいことは、明らかであると判断した。しかし、これら

の段落には、リン酸カルシウム化合物粒子が基材シートに完全に埋入していたり、露出量が極端に少ない場合は、リン酸カルシウムと骨との結合が図られず、骨の補填が効率良く進行しないおそれがあること（[0005]）、基材シートの片面側にリン酸カルシウム化合物粒子の一部を露出させることにより、リン酸カルシウムと骨との結合が図られ、骨形成性が促進されること（[0030]、[0067]、[0086]）が記載されているにとどまり、露出の程度については、言及されていないし、示唆もない。

また、本件審決は、引用例の段落[0048]から[0051]には、基材シートと粒子を直接付着する方法等が記載されており、必ずしも「プレス」による付着方法のみが記載されているわけではなく、しかも、「粒子の露出の程度」は、それらの方法に応じて様々なものになることは技術常識であるとして、粒子の露出の程度を適宜変更するべくプレス以外の付着方法を採用することも当業者が容易になし得た旨判断した。しかし、引用例においては、従来技術の課題を解決する手段として、(1)基材シートの少なくとも片面側にリン酸カルシウム系化合物からなる粒子を付着させること及び(2)その粒子をプレスして基材シートに埋入させることが開示されており、本件審決が指摘する[0048]から[0051]は、前記(1)の「付着」の方法に関するものであり、また、前記(2)の「プレス」は、前記課題を解決する手段として不可欠なものであるべきである。したがって、引用例に接した当業者において、前記(2)の「プレス」を実施しないことは、通常、考え難い。

以上のとおり、引用例の記載において、露出の程度に触れているものはないことに照らすと、引用例には、個々のカルシウム化合物粒子が基材シートから露出する程度につき、大きい方が好ましいことが示されているということとはできない。したがって、本願優先日当時において、引用例に接した当業者が、個々のカルシウム化合物粒子が基材シートから露出する程度をより大きくしようという動機付けがあるということとはできないので、引用例に基づいて、相違点に係る本願発明の構成に至ることが容易であるということとはできない。

### (23)東京地判平成27年11月30日 裁判所HP

平成27年(ワ)第18859号 発信者情報開示請求事件（認容）

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/514/085514\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/514/085514_hanrei.pdf)

本件写真の著作権を有すると主張する原告が、本件投稿者が被告の提供するインターネット接続サービスを経由してインターネット上の電子掲示板「Yahoo!知恵袋」に投稿した記事に掲載されている本件掲載写真は、本件写真を複製又は翻案したものであるから、本件記事を投稿した行為により原告が有する本件写真の著作権が侵害されたことは明らかであり、本件投稿者に対する損害賠償請求権の行使のために本件記事に係る本件発信者情報の開示を受ける必要があると主張して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、経由プロバイダである被告に対し、本件発信者情報の開示を求めた事案。

本件写真は、原告の一部門である聖教新聞社の職員であったBが、原告の業務として、会談中のA名誉会長を撮影したものであり、本件写真は、A名誉会長の左胸の前に写るマイクを削除する編集が行われた上で、聖教新聞社が発行する月刊誌「大白蓮華」595号に掲載されて公表された事実が認められ、A名誉会長を被写体としてはっきりと撮影する一方で、背景の壁及び花並びに手前にあるマイクはぼかすなど、撮影者であるBの思想・感情が創作的に表現されているから、写真の著作物として著作物性が認められる。そして、本件掲載写真は、背景画像中に5名の人物の肖像写真を配置してなるものであり、その一部を構成する本件肖像写真部分は、モノクロ加工され、周辺部分がトリミングされている点において本件写真と異なる点があるが、本件掲載写真からは、なお本件写真で特徴的に表現されているA名誉会長の表情及び姿勢を明確に覚知することができるので、本件掲載写真は、本件写真に依拠し、少なくともこれを翻案したものと認められる。したがって、本件投稿者が本件掲載写真を含む本件記事を本件掲示板に投稿したことにより、原告が有する本件写真の著作権（公衆送信権）が侵害されたことは明らかといえ、損害賠償請求権を行使するためには、本件投稿者を特定する必要があるから、原告には同特定のために本件発信者情報の開示を受ける必要がある、として原告の請求が認められた。

### 【民事手続】

### (24)最一判平成27年11月30日 最高裁HP

平成26年(受)第2146号 建物明渡請求事件（破棄自判）

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/507/085507\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/507/085507_hanrei.pdf)

（裁判要旨）

訴訟上の和解が成立したことによって訴訟が終了したことを宣言する第1審判決に対し被告Yのみが控訴した場合、控訴審が、第1審判決を取り消して第1審原告であるXの請求の一部を認容することは、不利益変更禁止の原則に違反して許されず、控訴審が、仮に本件和解が無効であり、かつ、Xの請求の一部に理由があると認めたとしても、第1審に差し戻すことなく自判する限りは、Yの控訴の全部を棄却するほかない。

（理由）

訴訟上の和解が成立したことによって訴訟が終了したことを宣言する終局判決(以下「和解による訴訟終了判決」という。)は、訴訟が終了したことだけを既判力をもって確定する訴訟判決であるから、これと比較すると、原告の請求の一部を認容する本案判決は、当該和解の内容にかかわらず、形式的には被告にとってより不利益であると解される。したがって、和解による訴訟終了判決である第1審判決に対し、被告のみが控訴し原告が控訴も附帯控訴もしなかった場合において、控訴審が第1審判決を取り消した上原告の請求の一部を認容する本案判決をすることは、不利益変更禁止の原則に違反して許されないものというべきである。そして、和解による訴訟終了判決に対する控訴の一部のみを棄却することは、和解が対象とした請求の全部について本来生ずべき訴訟終了の効果その一部についてだけ生じさせることになり、相当でないから、上記の場合において、控訴審が訴訟上の和解が無効であり、かつ、第1審に差し戻すことなく請求の一部に理由があるとして自判をしようとするときには、控訴の全部を棄却するほかないというべきである。

#### (25) 最一判平成27年12月14日 最高裁HP

平成25年(オ)第918号 不当利得返還請求本訴, 貸金請求反訴事件(一部差戻し・一部棄却)

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/543/085543\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/543/085543_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

本訴請求債権が時効消滅したとされることを条件として、反訴において当該債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法142条の趣旨に反するものとはいえない。

(理由)

時効により消滅し、履行の請求ができなくなった債権であっても、その消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、これを自働債権として相殺をすることができる。本訴において訴訟物となっている債権の全部又は一部が時効により消滅したと判断される場合には、その判断を前提に、同時に審判される反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権とする相殺の抗弁につき判断をしても、当該債権の存否に係る本訴における判断と矛盾抵触することはなく、審理が重複することもない。したがって、反訴において上記相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法142条の趣旨に反するものとはいえない。

このように解することは、民法508条が、時効により消滅した債権であっても、一定の場合にはこれを自働債権として相殺をすることができるとして、公平の見地から当事者の相殺に対する期待を保護することとした趣旨にもかかなうものである。

#### (26) 最一決平成27年12月17日 最高裁HP

平成27年(行フ)第1号 訴訟救助申立却下決定に対する抗告事件(原命令を破棄)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/561/085561\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/561/085561_hanrei.pdf)

抗告提起の手数料の納付を命ずる裁判長の補正命令を受けた者が、当該命令において定められた期間内にこれを納付しなかった場合においても、その不納付を理由とする抗告状却下命令が確定する前にこれを納付すれば、その不納付の瑕疵は補正され、抗告状は当初に遡って有効となるとし、抗告を却下した原命令を取り消した事例。

(なお、補足意見がある)

#### (27) 東京地判平成27年3月3日 判例時報2269号58頁

平成25年(ワ)第28915号 債権者代位による貸金請求事件 棄却(控訴)

Xは平成21年2月20日、Aに1億円を貸し付けた(X債権)。Aは、同月20日にY1に3億円余を貸し付け、Y2が連帯保証をしたと主張し、Y1Y2に対して3億円余りの支払を請求する訴訟を東京地裁に提起し(前件訴訟)、東京地裁は1億円の範囲で貸し付け及び連帯保証を認める一部認容判決をしたがYらが控訴した。前件訴訟の控訴審において、BはAから前記地裁判決で認容された1億円の債権を譲り受けた旨主張して、Aに対し本件貸金債権等がBに属することの確認、Y1らに対し1億円の支払を求めて独立当事者参加し、XはAに対する債権者代位権に基づきAの勝訴につき法律上の利害関係を有すると主張して本件債権譲渡を争うAに補助参加した。Y1らはBのY1らに対する請求に対し、不法行為に基づき損害賠償請求権を有しているとしてこれを自働債権として相殺の抗弁を主張し、東京高裁は、本件貸金債権等の存在及び債権譲渡によりAからBへ本件貸金債権等が譲渡されたとした上、相殺の抗弁を認め、結局前件訴訟のAの請求認容部分を取消し、AのY1らに対する請求、BのAに対する請求、BのY1らに対する請求を棄却する判決をし確定した。その後、Xは、Bに対し、詐害行為取消権に基づき、本件債権譲渡の取消し、Y1に対する取り消した旨の通知を求める訴訟を東京地裁に提起し(別件詐害行為取消訴訟)、東京地裁はXの請求を認容し、Bは控訴したが東京高裁は控訴棄却し確定した。XはBに代わりY1に債権譲渡が取消された旨の通知をし、Xは、X債権を被保全債権として本件貸金債権等を被代位債権としてYらに対し1億円の支払を請求する訴訟を提起した(本件訴訟)。本判決は、Xは、Aの債権者として債権者代位権を行使しているからAが有する権利以上の権利を行使することはできず、Xは本件訴訟においてAとYら間に既判力が生じた前件控訴審判決の判断と抵触するような権利関係を主張することは許されないし、実質的にみてもXが

補助参加した前件訴訟控訴審において債権譲渡の存否について訴訟手続を行う機会が与えられていたものであり、本件貸金債権等はBとY1らとの間において相殺により消滅したとの前件控訴審判決の判断の既判力を受けるものである等の理由により請求を棄却した。

なお、相殺の抗弁としてY1らが主張した不法行為に基づく損害賠償請求権の内容は、Bが真実は貸金の担保としてY1らから提供を受けた株式を処分する意図を有していたにもかかわらず、弁済期までに弁済を受ければ返還するかのよう装って株式の提供を受けた行為が詐欺による不法行為に該当し、それによりY1は2億9700万円の損害を受けたとされた。

## 【刑事法】

### (28) 最一決平成27年10月16日 最高裁HP

平成27年(あ)第1105号 傷害被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/516/085516\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/516/085516_hanrei.pdf)

(要旨)

刑訴法461条以下の略式手続の規定違憲の主張が原判決の結論に影響のない事項に関するものであるとして不適法とされた事例

(判旨)

刑訴法461条以下の略式手続の規定違憲をいう点は、略式手続は正式裁判請求後の訴訟手続を何ら左右するものでないから、結論に影響のない事項に関して違憲をいうものであり、憲法38条2項違反をいう点は、自白の任意性を疑うに足りる証拠は認められないから前提を欠く。よって、刑訴法405条の上告理由に当たらないから、上告を棄却する。

### (29) 最三決平成27年11月19日 最高裁HP

平成27年(し)第556号 提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/490/085490\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/490/085490_hanrei.pdf)

(要旨)

弁護士である弁護人が被告人の委託を受けて保管中の犯行状況とされるものを撮影録画したデジタルビデオカセットについて、刑訴法105条の「他人の秘密に関するもの」に当たらないとされた事例

(事案)

被告人は、強姦未遂、強姦、強制わいせつ行為で起訴された。

原々審は、弁護人に対し、被告人が犯行状況を撮影、録画したデジタルビデオカセット原本(以下「本件デジタルビデオカセット」という。)を裁判所に提出するよう命じた。弁護人は、これに抗告を申し立て、抗告が棄却されたため、特別抗告を申し立てた。

(判旨)

本件デジタルビデオカセットは、弁護人により警察官への任意提出や検察官への証拠開示、その一部についての証拠請求がされ、全部の複製DVDが公判期日で被告人及び弁護人の異議なく取り調べられているから、被告人の意思に基づく訴訟活動の結果、本件デジタルビデオカセットに記録された情報の全ては、もはや「秘密」でなくなったことが明らかであって、本件デジタルビデオカセットは、刑訴法105条の「他人の秘密に関するもの」に当たらないというべきである。

よって、弁護人に本件デジタルビデオカセットにつき押収拒絶権がないとした原決定は正当であるから、抗告を棄却する。

### (30) 最一判平成27年12月3日 最高裁HP

平成26年(あ)第749号 強盗殺人被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/518/085518\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/518/085518_hanrei.pdf)

(要旨)

公訴時効を廃止するなどした平成22年法律第26号の経過措置を定めた同法附則3条2項は憲法39条、31条に違反しない

(事案)

被告人は、平成9年4月13日に強盗殺人を犯したとして、本件行為時から15年以上経過後の平成25年2月22日に起訴され、有罪とされた。

弁護人が、平成22年法律第26号(以下「本法」という。)の経過措置を定めた同法附則3条2項により、本法による改正後の刑訴法250条1項が適用され、公訴時効の対象とならない罪に当たるとされた点で、本法附則3条2項は、遡及処罰を禁止した憲法39条及び適正手続を保障した憲法31条に違反すると主張して、上告した。

(判旨)

本法は、時の経過に応じて公訴権を制限する訴訟法規を通じて処罰の必要性和法的安定性の調和を図るといふ公訴時効制度の趣旨を実現するため、人を死亡させた罪であつて死刑に当たるものについて公訴時効を廃止したにすぎず、行為時点における違法性の評価や責任の重さを遡って変更するものであるから、憲法39条、31条に違反しない。よつて上告を棄却する。

### (31)大阪高判平成25年7月31日 判例タイムズ1417号174頁

平成23年(う)第1649号 現住建造物等放火、殺人、殺人未遂被告事件(控訴棄却、上告)

被告人は営業中のパチンコ店に放火し客5人を焼死させる等し第一審にて死刑判決が言い渡された。弁護人は控訴し、刑法11条1項に定める絞首刑は憲法36条にいう残虐な刑罰にあたる、立法府が明治6年太政官布告第65条の制定後に死刑の執行方法に関する法律を制定していない立法不作為は違憲である等と主張した。本判決は、弁護人の主張立証を検討しても、絞首刑が刑の執行方法として残虐と評価できるほどに受刑者に不必要な精神的、肉体的苦痛を与え、あるいは重大な身体損傷を生じさせる危険性が高い執行方法とは言えず、合憲性を認めた最高裁判例(最大判昭和23.3.12)以降、合憲性判断の基礎となる立法事実に変化が重大な変化があつたとまでは認められないので憲法36条に違反しない、上記布告と現行の執行方法とでは細部に食い違いがあり、放置し続けていることは立法政策としては望ましいものではないが、基本的事項は同布告に従つた方法に則り執行されており、執行自体は安定的な運用が行なわれている現時点においては、立法の不作為が憲法上の要請に反しているとは認められないので違憲とは認められないとし、控訴を棄却した。

## 【公法】

### (32)最大判平成27年11月25日 最高裁HP

平成27年(行ツ)第253号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/494/085494\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/494/085494_hanrei.pdf)

平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り、前回の平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。

(補足意見、意見及び反対意見がある。)

### (33)最大判平成27年11月25日 最高裁HP

平成27年(行ツ)第267号 選挙無効請求事件(選挙の違法を宣言した原判決を変更し、請求棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/495/085495\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/495/085495_hanrei.pdf)

平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り、前回の平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、上記各規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない

### (34)最三判平成27年12月1日 最高裁HP

平成26年(あ)第1731号 公職選挙法違反被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/513/085513\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/513/085513_hanrei.pdf)

(判旨)

公職選挙法243条1項3号、平成27年法律第60号による改正前の公職選挙法142条1項が憲法21条に違反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和43年(あ)第2265号同44年4月23日大法廷判決・刑集23巻4号235頁)の趣旨に徴して明らかであるから、上告を棄却する。

なお、上記判断は、公職選挙法の改正によってインターネット等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布が可能になつたことによつて直ちに影響を受けるものではない。

### (35)最一判平成27年12月14日 最高裁HP

平成27年(行ヒ)第301号 開発許可処分取消請求事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/542/085542\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/542/085542_hanrei.pdf)

開発地域における予定建築物等の用途を専用住宅とする訴外人からの都市計画法29条1項に基づく開発行為の許可申請に対する許可について、同工事が完了し検査済証が交付された後における開発許可の取消しを求める訴えの

利益が争われた事案において、「当該開発行爲に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付された後においても、当該開発許可の取消しによって、その効力を前提とする上記予定建築物等の建築等が可能となるという法的効果を排除することができる」ことから、訴えの利益は失われまいとされた事例。

## 【社会法】

### (36) 最一判平成27年12月14日 最高裁HP

平成26年(オ)第77号 退職一時金返還請求事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/541/085541\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/541/085541_hanrei.pdf)

退職一時金に付加して返還すべき利子の利率の定めを政令に委任する国家公務員共済組合法(平成24年法律第63号による改正前のもの)附則12条の12第4項及び同条の経過措置を定める厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則30条1項の規定が、いわゆる白紙委任として無効ではないかが争われた事案において、原判決は「国公共済法附則12条の12は、過去の退職一時金の支給を事後的に無効としてその返還を求めるものであり、不当利得返還に係る民法の規定の特別規定たる性質を有するところ、同法404条が定める法定利率を変更するには、法律の直接の定めによる必要があるが、仮に政令への委任がやむを得ないものであるとしても、利率の決定に際して考慮すべき要素やその上限等について明確な基準となるものを示した上で委任する必要があったというべきである。しかし、国公共済法附則12条の12第4項は、そのような限定もせずその利率の定めを包括的に政令に委任したものであって無効であり、同条の経過措置を定める厚年法改正法附則30条1項の委任に基づく本件政令4条2項も無効である。」としたが、最高裁は、「国公共済法附則12条の12は、同一の組合員期間に対する退職一時金と退職共済年金等との重複支給を避けるための調整措置として、従来年金額からの控除という方法を改め、財政の均衡を保つ見地から、脱退一時金の金額の算定方法に準じ、退職一時金にその予定運用収入に相当する額を付加して返還させる方法を採用したものと解される。このような同条の趣旨等に照らすと、同条4項は、退職一時金に付加して返還すべき利子の利率について、予定運用収入に係る利率との均衡を考慮して定められる利率とする趣旨でこれを政令に委任したものと理解することができる」として、白紙委任ではないとし、原判決を取り消した。

## 【紹介済判例】

東京高判平成26年4月16日 判例タイムズ1417号107頁

平成25年(ネ)第6530号、平成26年(ネ)第432号 管理費等請求控訴、同附帯控訴事件(控訴棄却、変更、上告受理申立)  
法務速報161号17番で紹介済

知財高判平成25年4月18日 判例タイムズ1417号132頁

平成24年(ネ)第10076号 出版差止等請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/226/083226\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/226/083226_hanrei.pdf)

法務速報145号12番で紹介済

東京地判平成25年8月6日 判例タイムズ1417号288頁

平成23年(ワ)第28819号 損害賠償請求事件(第1事件)、平成24年(ワ)第34508号 損害賠償請求事件(第2事件)(一部認容、確定)

法務速報159号9番で紹介済

最一決平成26年4月14日 判例時報2271号40頁

平成25年(受)第26号 市町村長処分不服申立ての審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判・抗告棄却)

法務速報156番2号で紹介済

最一決平成26年4月14日 判例タイムズ1417号71頁

平成25年(許)第26号市町村長処分不服申立ての審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/131/084131\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/131/084131_hanrei.pdf)

法務速報156号2番で紹介済

最三判平成27年3月10日 判例時報2269号125頁

平成26年(あ)第948号 所得税法違反被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=84934](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84934)

法務速報167号30番で紹介済

最二決平成27年3月24日 判例タイムズ1417号97頁

平成26年(シ)第567号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/992/084992\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/992/084992_hanrei.pdf)

法務速報168号14番で紹介済

最三決平成27年5月19日 判例時報2270号128頁

平成26年(許)第36号 手数料還付申立却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

法務速報169号25番で紹介済

最二判平成27年6月8日 判例時報2271号142頁

平成25年(受)第2430号 地位確認等請求反訴事件(破棄差戻)

法務速報170番22号で紹介済

最二判平成27年6月12日 判例タイムズ1417号64頁

平成24年(行ヒ)第408号 所得税更正処分取消等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/161/085161\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/161/085161_hanrei.pdf)

法務速報170号21番で紹介済

## 2. 平成27年(2015年)12月19日までに成立した,もしくは公布された法律

| 種類      | 提出回次 | 番号 |
|---------|------|----|
| 法律名及び概要 |      |    |

なし

### 3.12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

第一東京弁護士会 司法研究委員会 編集 新日本法規 330頁 3,996円  
Q&Aマンション管理紛争解決の手引

山下敦子 著 日本加除出版 300頁 3,726円  
戸籍の窓口 フローチャートでわかる届書の審査 婚姻・離婚・婚氏続称・親権(管理権)・未成年後見

森・濱田松本法律事務所 編/菊地 伸/石綿 学/石井裕介/小松岳志/高谷知佐子/戸嶋浩二/峯岸健太郎/池田 毅 著  
中央経済社 450頁 5,184円  
新・会社法実務問題シリーズ・9 組織再編 第2版

結城哲彦 著 成文堂 388頁 7,020円  
営業秘密の管理と保護

高橋正彦 著 NTT出版 433頁 4,536円  
証券化と債権譲渡ファイナンス

#### 4.12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

日本弁護士連合会 第一法規 216頁 2,916円

弁護士のための水害・土砂災害対策QA 大規模災害から通常起こり得る災害まで

辺見紀男/武井洋一/青木丈 著 商事法務 256頁 2,808円

企業のためのマイナンバー法実務ハンドブック

関 啓一郎 著 ぎょうせい 223頁 2,700円

ポイント解説 平成27年改正 個人情報保護法

梶村太市 著 日本加除出版 352頁 3,456円

裁判例からみた祭祀承継の審判・訴訟の実務

牧野二郎 著 日本実業出版社 240頁 2,160円

新個人情報保護法とマイナンバー法への対応はこうする!

## 5. 発刊書籍<解説>

「Q&Aマンション管理紛争解決の手引」

専有部分・共用部分の区別、専有部分の使用管理、占有使用权、共用部分の使用管理、規約の設定変更、管理組合の運営、義務違反者に対する措置、集会の運営、決議などについて、マンションの管理運営における諸問題を裁判例を踏まえて解説されており、同様の紛争を解決する際に参考になる本である。

「弁護士のための水害・土砂災害対策QA 大規模災害から通常起こり得る災害まで」

水害、土砂災害といった自然災害につき起こり得る法律問題について住民からの相談例を挙げて、具体的に解説されており、同種の法律相談を担当する際に役立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。